

付 議 第 6 号

令和3年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項
に関する議案

別紙のとおり、令和3年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者
取扱要項を定めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

令和3年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

1 出願資格

障害のある者で、次の事項に該当するものとする。

(1) 幼稚部

平成27年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた者

(2) 高等部

ア 令和3年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者

イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者

ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 高知県立高知江の口特別支援学校国立高知病院分校については国立病院機構高知病院、高知県立高知若草特別支援学校土佐希望の家分校については土佐希望の家医療福祉センターを利用している者又は令和3年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者

(3) 高等部専攻科

ア 高知県立盲学校

(ア) 令和3年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 高知県立高知ろう学校

(ア) 令和3年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	32名程度
	田 野 分 校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立日高特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
	高知みかづき分校	高等部	普通科	第1学年	24名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
	高知県立高知若草特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	16名程度
肢体不自由	子 鹿 園 分 校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	土佐希望の家分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	高知県立高知江の口特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
病弱	国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	8名

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学 校 名	所 在 地	入 学 区 域 等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田 野 分 校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高特別支援学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
肢体不自由	高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子 鹿 園 分 校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県内全域
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は令和3 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和3年4月に 利用予定の者
病弱	高知県立高知江の口特別支援学校	高知市大原町120-5 TEL (未定)	県内全域
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和3年4月に 利用予定の者

4 出願手続

(1) 出願期間

令和3年1月18日（月）から1月26日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

- ・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。
- ・高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校又は高知県立山田特別支援学校本校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡、吾川郡、高岡郡	高知県立日高特別支援学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田特別支援学校本校

(4) 必要書類

志願に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 令和3年2月10日（水）

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

イ 日高特別支援学校高知みかづき分校については、学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察を行う。

ウ 必要に応じて保護者面接を実施する。

(4) 追検査

検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。

追検査を希望する者は、令和3年2月10日（水）検査開始時刻までに、中学校長等を経由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては志願先学校の定めによる。

各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

なお、日高特別支援学校高知みかづき分校の志願者については、上記に加え、同分校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

(1) 幼稚部

学校長は、令和3年3月3日（水）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、令和3年3月3日（水）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、令和3年3月3日（水）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い(日高特別支援学校高知みかづき分校以外)

(1) 特別支援学校の幼稚部

随時出願することができる。

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、令和3年3月3日（水）から3月16日（火）までに
出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 選考検査

願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。

(4) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、令和3年3月3日（水）以後に学校長が随時行うものとする。

10 日高特別支援学校高知みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い

(1) 補欠合格

合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。

ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等あて通知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、令和3年3月16日（火）に関係中学校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合又は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

ア 再募集を行う場合の出願期間

令和3年3月17日（水）から3月18日（木）まで

イ 選考検査日 令和3年3月22日（月）

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、令和3年3月25日（木）午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校に出願しようとするものは、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5-(1)に示す、令和3年2月10日(水)の選考検査に関するもの	令和3年3月4日(木)) 令和3年4月2日(金)
取扱要項9-(3)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10-(2)イに示す、令和3年3月22日(月)の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	令和3年3月26日(金)) 令和3年4月23日(金)

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類(戸籍抄本など)及び法定代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証など)

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、令和3年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田特別支援学校 田 野 分 校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口特別支援学校 国 立 高 知 病 院 分 校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田特別支援学校 田 野 分 校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、 長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、 吾川郡、高岡郡（四万十 町を除く）
高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1-2-25 TEL 088(843)181	高知市
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四 万十市、四万十町、幡多 郡

※ 医療機関等に入院している対象生徒については、地域性や指導の継続性等を踏まえ、必要に応じて特別支援学校間で調整を図る。

4 出願手続

(1) 出願期間

令和3年1月18日（月）から1月26日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に關係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

令和3年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 令和3年2月10日（水）

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ

(1) 選考検査内容等

ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

イ 必要に応じて保護者面接を実施する。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、令和3年3月3日（水）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、令和2年8月20日から施行する。

令和3年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項 新旧対照表

新 (令和3年度)	旧 (令和2年度)
<p>令和3年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p>	<p>令和2年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p>
<p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成27年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア <u>令和3年3月</u>に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者</p> <p>イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者</p> <p>ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>エ <u>高知県立高知江の口特別支援学校国立高知病院分校については国立病院機構高知病院、高知県立高知若草特別支援学校土佐希望の家分校については土佐希望の家医療福祉センター</u>を利用している者又は<u>令和3年4月</u>に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 (ア) <u>令和3年3月</u>に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者</p> <p>(ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p>	<p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成26年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア <u>令和2年3月</u>に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者</p> <p>イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者</p> <p>ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>エ <u>高知県立高知若草特別支援学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設</u>を利用している者又は<u>令和2年4月</u>に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 (ア) <u>令和2年3月</u>に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者</p> <p>(ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p>

イ 高知県立高知ろう学校

(ア) 令和3年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	32名程度
	田野分校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立日高特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
	高知みかづき分校	高等部	普通科	第1学年	24名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
肢体不自由	高知県立高知若草特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	16名程度
	子鹿園分校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	土佐希望の家分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	3名
病弱	高知県立高知江の口特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	8名

イ 高知県立高知ろう学校

(ア) 令和2年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	32名程度
	田野分校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立日高特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
	高知みかづき分校	高等部	普通科	第1学年	24名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
肢体不自由	高知県立高知若草特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	16名程度
	子鹿園分校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	土佐希望の家分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
病弱	高知県立高知江の口特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立高知若草特別支援学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	8名

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高特別支援学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡	
肢体不自由	高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県内全域
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は令和3 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和3年4月に 利用予定の者	
病弱	高知県立高知江の口特別支援学校	高知市大原町120-5 TEL (未定)	県内全域
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和3年4月に 利用予定の者

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高特別支援学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡	
肢体不自由	高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県内全域
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和2年4月に 利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は令和2 年4月に利用予定の者
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡	
病弱	高知県立高知江の口特別支援学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和2年4月に 利用予定の者

4 出願手続

(1) 出願期間

令和3年1月18日(月)から1月26日(火)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

- ・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。
- ・高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田特別支援学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡吾川郡、高岡郡	高知県立日高特別支援学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田特別支援学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

4 出願手続

(1) 出願期間

令和2年1月10日(金)から1月17日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

- ・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。
- ・高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田特別支援学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡吾川郡、高岡郡	高知県立日高特別支援学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田特別支援学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

- (1) 選考検査日 令和3年2月10日(水)
- (2) 選考検査場所 出願先学校
- (3) 選考検査内容等
ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。
イ 日高特別支援学校高知みかづき分校については、学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察を行う。
ウ 必要に応じて保護者面接を実施する。
- (4) 追検査
検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。
追検査を希望する者は、令和3年2月10日(水)検査開始時刻までに、中学校長等を経由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては志願先学校の定めによる。
各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

- (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。
なお、日高特別支援学校高知みかづき分校の志願者については、上記に加え、同分校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。
- (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

5 選考検査

- (1) 選考検査日 令和2年2月7日(金)
- (2) 選考検査場所 出願先学校
- (3) 選考検査内容等
ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。
イ 日高特別支援学校高知みかづき分校については、学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察を行う。
ウ 必要に応じて保護者面接を実施する。
- (4) 追検査
検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。
追検査を希望する者は、令和2年2月7日(金)検査開始時刻までに、中学校長等を経由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては志願先学校の定めによる。
各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

- (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。
なお、日高特別支援学校高知みかづき分校の志願者については、上記に加え、同分校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。
- (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

(1) 幼稚部

学校長は、令和3年3月3日(水)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、令和3年3月3日(水)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、令和3年3月3日(水)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い（日高特別支援学校高知みかづき分校以外）

(1) 特別支援学校の幼稚部

随時出願することができる。

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、令和3年3月3日(水)から3月16日(火)までに出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 選考検査

願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。

(4) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、令和3年3月3日(水)以後に学校長が随時行うものとする。

8 合格者の発表

(1) 幼稚部

学校長は、令和2年3月2日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、令和2年3月2日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、令和2年3月2日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い（日高特別支援学校高知みかづき分校以外）

(1) 特別支援学校の幼稚部

随時出願することができる。

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、令和2年3月2日(月)から3月15日(日)までに出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 選考検査

願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。

(4) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、令和2年3月2日(月)以後に学校長が随時行うものとする。

10 日高特別支援学校高知みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い

(1) 補欠合格

合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。

ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等あて通知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、令和3年3月16日(火)に関係中学校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合又は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

ア 再募集を行う場合の出願期間

令和3年3月17日(水)から3月18日(木)まで

イ 選考検査日 令和3年3月22日(月)

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、令和3年3月25日(木)午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校に出願しようとするものは、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

10 日高特別支援学校高知みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い

(1) 補欠合格

合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。

ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等あて通知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、令和2年3月15日(日)に関係中学校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合又は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

ア 再募集を行う場合の出願期間

令和2年3月16日(月)から3月17日(火)まで

イ 選考検査日 令和2年3月23日(月)

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、令和2年3月25日(水)午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校に出願しようとするものは、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5－(1)に示す、 <u>令和3年2月10日(水)</u> の選考検査に関するもの	<u>令和3年3月4日(木)</u> } <u>令和3年4月2日(金)</u>
取扱要項9－(3)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10－(2)イに示す、 <u>令和3年3月22日(月)</u> の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	<u>令和3年3月26日(金)</u> } <u>令和3年4月23日(金)</u>

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類(戸籍抄本など)及び法定代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証など)

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5－(1)に示す、 <u>令和2年2月7日(金)</u> の選考検査に関するもの	<u>令和2年3月3日(火)</u> } <u>令和2年4月2日(木)</u>
取扱要項9－(3)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10－(2)イに示す、 <u>令和2年3月23日(月)</u> の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	<u>令和2年3月24日(火)</u> } <u>平成2年4月23日(木)</u>

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類(戸籍抄本など)及び法定代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証など)

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、令和3年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田特別支援学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、令和2年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田特別支援学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田特別支援学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、 土佐郡
高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、 高岡郡（四万十町を除く）
高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1-2-25 TEL 088(843)1819	高知市
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、 幡多郡、四万十町

※ 医療機関等に入院している対象生徒については、地域性や指導の継続性等を踏まえ、必要に応じて特別支援学校間で調整を図る。

4 出願手続

(1) 出願期間

令和3年1月18日（月）から1月26日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田特別支援学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、 土佐郡
高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、 高岡郡（四万十町を除く）
高知県立高知若草特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1-2-25 TEL 088(843)1819	高知市
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、 幡多郡、四万十町

※ 医療機関等に入院している対象生徒については、地域性や指導の継続性等を踏まえ、必要に応じて特別支援学校間で調整を図る。

4 出願手続

(1) 出願期間

令和2年1月10日（金）から1月17日（金）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

令和3年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 令和3年2月10日(水)

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

イ 必要に応じて保護者面接を実施する。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

令和2年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 令和2年2月7日(金)

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

イ 必要に応じて保護者面接を実施する。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、令和3年3月3日(水)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、令和2年8月20日から施行する。

8 合格者の発表

学校長は、令和2年3月2日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、令和元年8月21日から施行する。

令和3年度県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項の一部改正について

<改正点1> (病弱) 高知江の口特別支援学校の移転開校に伴う改正

(移転前の住所)

(移転後の住所)

高知市新本町2丁目13番51号 ⇒⇒⇒ 高知市大原町120-5

※電話番号は移転時に取得

移転開校 令和3年4月1日

<改正点2> 高知若草特別支援学校国立高知病院分校の高知江の口特別支援学校への改編に伴う改正

(改編前の校名)

(改編後の校名)

高知若草特別支援学校 ⇒⇒⇒ 高知江の口特別支援学校

国立高知病院分校 国立高知病院分校

改編 令和3年4月1日

分校の役割	医療機関との連携が必要な児童生徒に対するセンター的な役割を担う。
肢体不自由	在籍する肢体不自由の児童生徒の実態が変化しており、医療的ケアを必要とする児童生徒が年々増えている。これまで同様に肢体不自由教育の専門性を大切にしつつ、障害の重い児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒に対して、新たに高知江の口特別支援学校が今まで培ってきた教科教育やICT機器活用に関する専門性を取り込むことで、教育内容の更なる充実を図る。また、医療との連携を図り、安心・安全な学校生活を送ることができる教育環境を整備する。
病弱	隣接する国立高知病院に入院する児童生徒に加えて、医療との連携が日常的に必要な病状が重い慢性疾患の児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができる教育環境を整備する。

<スケジュール>

	令和元年	令和2年	令和3年
高知江の口特別支援学校	5月 高知赤十字病院移転		4月 大原町に移転開校
高知若草特別支援学校 国立高知病院分校	病弱部門の充実① ※新たに病弱通学生 受入開始	病弱部門の充実② ※訪問教育の範囲 を高知市全域に 拡大	高知江の口特別 支援学校の分校 に改編 (全学部・全学年)

教育委員会規則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第8号

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則

第1条 高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「高知県立山田養護学校」を「高知県立山田特別支援学校」に、「高知県立日高養護学校」を「高知県立日高特別支援学校」に、

「

高知県立 高知若草 養護学校	肢体不自 由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分 校	小学部 中学部 高等部	普通科
		国立高知 病院分校	小学部 中学部 高等部	普通科
		土佐希望 の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科

」

を

「

高知県立 高知若草 特別支援 学校	肢体不自 由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分 校	小学部 中学部 高等部	普通科

」

	肢体不自由	国立高知	小学部	普通科
	病弱	病院分校	中学部 高等部	
	肢体不自由	土佐希望の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科

に、「高知県立高知江の口養護学校」を「高知県立高知江の口特別支援学校」に改める。

第2条 高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県立 高知若草 特別支援 学校	肢体不自由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分校	小学部 中学部 高等部	普通科
	肢体不自由 病弱	国立高知 病院分校	小学部 中学部 高等部	普通科
	肢体不自由	土佐希望 の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立 高知江の 口特別支 援学校	病弱	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		高知大学 医学部附 属病院分 校	小学部 中学部	

を

高知県立 高知若草 特別支援 学校	肢体不自 由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分 校	小学部 中学部 高等部	普通科
		土佐希望 の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立 高知江の 口特別支 援学校	病弱	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		高知大学 医学部附 属病院分 校	小学部 中学部	
	病弱 肢体不自 由	国立高知 病院分校	小学部 中学部 高等部	普通科

に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成33年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置
に関する規則の一部を改正する規則

令和3年度 入学選考に関する日程について

1月	1	金	(元日)	2月	1	月		3月	1	月	
	2	土			2	火			2	火	
	3	日			3	水	A日程の出願期間		3	水	合格者発表 出願期間外の取扱い
	4	月			4	木			4	木	A日程の検査実施日
	5	火			5	金			5	金	
	6	水			6	土			6	土	
	7	木			7	日			7	日	
	8	金			8	月			8	月	
	9	土			9	火			9	火	
	10	日			10	水	A日程の志願先変更期間 選考検査日		10	水	
	11	月	(成人の日)		11	木	(建国記念日)		11	木	
	12	火			12	金			12	金	
	13	水			13	土			13	土	
	14	木			14	日			14	日	
	15	金			15	月	B日程願書等配布開始		15	月	A日程の合格発表
	16	土			16	火	A日程の調査書等の提出期間		16	火	B日程の出願期間 補欠合格者の発表 (高知みかづき分校のみ)
	17	日			17	水			17	水	再募集を行う場合の出願期間 (高知みかづき分校のみ)
	18	月	出願期間		18	木			18	木	B日程の志願先変更期間及び 調査書等の提出期間
	19	火			19	金			19	金	
	20	水			20	土			20	土	(春分の日)
	21	木			21	日			21	日	
	22	金			22	月			22	月	B日程の検査実施日 再募集選考日
	23	土			23	火	(天皇誕生日)		23	火	
	24	日			24	水			24	水	
	25	月			25	木	教育支援委員会予定		25	木	B日程の合格発表 C日程願書配布開始 再募集合格者発表
	26	火			26	金			26	金	
	27	水			27	土			27	土	C日程の出願期間
	28	木			28	日			28	日	
	29	金							29	月	
	30	土							30	火	
	31	日							31	水	

※ 特別支援学校 ←————→
 ※ 高等学校 <----->